

ヘロデ王に関する一考察

相 沢 文 蔵

一、序

二、ヘロデ家の出自

三、ヘロデ王の権力取得過程

四、盟邦国王としてのヘロデ王

五、ヘロデ王の財的基盤

一、序

ヘロデ王やこの王家に關係する人物が新約聖書の各処に散見しているのは周知のところであろう。何よりもヘロデ王の治世（B.C.三七一—四）はクリスト教起源の時代的背景をなして居り、それがクリスト教的関心につながる限り、この王家の研究は従来幾多の先学の好んで行い來つたところであり、殊更に異を立てる余地もないかの如くである。併し宗教的関心を離れてもこの王家は古代史学徒にとつて看過し得ぬ特異な性格をひそめている。

ローマ共和政末期から帝政初期にかけ、東方各地には土着の有力者が盟邦国王として配置され、それらはローマの

東方発展を見るにあたつて無視し得ぬ重要な役割を果している。ヘロデ家はかゝるものゝ中で一の典型的な姿を示し、史的にも最も整備され、その実態を或る程度詳かにし得る。本稿においては盟邦国王としてのこの王家、特にヘロデ王を中心としてその地位や権力の本質を再吟味し、且これに関連して二三の問題をとりあげ、側面から照明をあたえてみたいと考える。盟邦国王とはローマの権力者と保護関係に結ばれた隷属者に他ならぬが、こゝでは最後の勝利者アウグストゥスとの保護関係に重点がおかれる。この保護関係によつて立つヘロデの政治的性格が明かにされることにより、盟邦国王一般―それは個々の場合においてもより異なるものがあるが―についてもその実態を理解する手がかりが得られるであろう。それによつて又ローマ東方発展における最も具体的な局面が明かにされるであろう。この際この王家に関する主な史料であるヨセフスを中心とすることには変りないが、問題に関連する内外先学の業績に教えられるところを援用しなければならぬことは云う迄もない。

二、ヘロデ家の出自

ヘロデ家につながる一族のうちで最初に史料の上に現れるのはヘロデ（より正しくはヘーローデース）の父アンテイパテル（より正しくはアンテイパトロス―B.C.四三死）である。この後者の父、同じくアンテイパテル（その死はB.C.七六―六七の間と推定）^①はハスモン家の全盛を誇るアレクサンドロス・ヤンナイウス（B.C.一〇四―七八）の治世の頃にユダヤの南、イドマイアの守護に任ぜられていた。^②子アンテイパテルはその後を承け、次いでこの王家の宮宰となつた。彼を以てヘロデ王家創建の人物とすることが出来よう。併し遡つてこの家の出自について見ると、伝えられるところが錯雑している。後にヘロデ王の側近として重用されたギリシヤ人ニコラオスの伝えるところによれば、ヘロデ家の祖はバビロン捕囚より帰つたユダヤ人（正統ユダヤ人の意―筆者註）中の由緒ある家柄であるといふ。^④ヨセフ

スはこの説をヘロデに諂つたものとして斥け、これをイドマイア人中家柄や富において権勢ならびなき者としてい
る。時代は降るが^{A. D.}二世紀のユスティヌスは更に異を立て、これをアスカロンの住民の出とする説をかゝげている。更
に少しく後の教会史家アフリカヌスの伝えるところとしてエウセビオスは次の如き引用を行つている。『アンティバ
トロスにはアスカロンのアポロン神殿に仕える使丁であつたが、イドマイア人がこれを劫掠した際拉致され、イドマ
イアに來り、匪賊の徒に投じた』^⑦。

これらの諸説のうちでこの王家をイドマイアの有力者、云わば土豪の出と見るヨセフスの説が最も妥當なることは
以下の行論を通じて明かにされるが、他の諸説はいかなる根拠に立つて構成されて行つたかについて考えるのもこの
王家の実態をさぐる上に無意味ではない。ヘロデ家を由緒正しい正統ユダヤ人の出とするニコラウスの説は、ヘロデ
に仕えたギリシヤ人顧問団の筆頭としての、又御用史家ともなつた彼の身分を考えると、それはヘロデのユダヤ人統治
を正当化せんとする意図に發しているのは疑なきところである。ヘロデ家の祖を特に有力者とは見ず、しかもこれを
ヘレニズムの榮えた異教の港市アスカロンと關係せしめる伝承については、それが次第に内容豊富となつて行つてい
ることから見て、クリスト教の成長期に次第に形を整えて行つたものと考えられる。元來このパレスティナ南部の海
港はヘロデ家とは無縁の地ではない^⑧。古くから殷賑を誇り永くヘレニズム自由都市として特異な存在を続けたこの港
は内陸アラビアと隊商路を以て結ばれ^⑨、しかもこのルートはイドマイア地方を通過している。この通商路をおさえて
いたと考えられるこの地の土豪ヘロデ家とこの港は何等かの形の經濟關係によつて結ばれていたことは容易に推定さ
れる。しかもヘロデの時代に至つては、彼のヘレニズム保護奨励は、こゝにも及び、彼の費用を以てヘレニズム風の
浴場や柱廊を建て^⑩、又彼自身の別墅もあつたことは更にその親近關係を思わせる。この港に対するヘロデ家のかくの
如き密接なる關係にユダヤ人のヘロデに対する深刻なる反感、それにもましてクリスト教徒の彼に対する激しい憎悪

が結びついて以上の如き傳承が成長して行つたと考えられる。

次にニコラオスが筆を極めて伝える如く、ヘロデは正統ユダヤ人たるを装い、又その家系を飾らんとしてイドマイア出身たることを極力隠蔽せんとした理由はどこにあるか。元來このイドマイアは旧約に見えるエドムであり、イスラエル對エドムの云わば宿命的とも云える確執は族長時代に起源する古くして且根強いものであつた。^⑭イスラエルの盛時にあつてはこれに服属せしめられたこともあるが、その非運を見ては喜び、逆にその領土を侵略する等の行為によつて愈々憎惡のまゝとなり、かくてエドム呪詛の聲は旧約を通じて流れる一基潮をなしているとしてよい。ハスモン家によるユダヤの榮光にみちた独立の時期に、ヘブライズムの武力による強制が行われた際にこのエドムもユダヤ教徒たらしめられ、ヘロデの祖父アンティパテルはこの時土豪身分から引上げられ、その地の守護に任ぜられたのであつた。このイドマイアは半遊牧的家畜飼養を主とし、農を従とする物質的基礎に立ち、農を主とするユダヤと自ら異なるものがあり、かくて相互の生活感情、信仰や文化において全く相容れぬものがあり、^⑮兩者間の宿命的な対立はこの点からも理解されねばならぬ。ヘロデ家の如きイドマイア上層身分はこれを通る通商路をおさえることにより、隙商貿易に種々の形で関与して致富をはかつたと考えられ、又南パルステイナの諸港との關係を通じてヘレニズム世界への眼を開かれて居り、この点封鎖的にして固陋なユダヤに比して自ら異つた意識に生きていたのは当然のことであつた。かくて彼等がヘレニズム化して^⑯いたことは想像に難からぬところであり、アンティパトロス、ヘーローデーアの如き名も明かにギリシヤ人に珍しからぬ普通のものであることからもその一斑は察せられよう。

次にヘロデの父アンティパテルはアラビアの有力者の女キュプロスと婚し、ヘロデはその間に生れて居るが、アンティパテルは異教徒たるアラビア系の者と婚することはあり得ぬとなし、このキュプロスはかつてその地方に移住したデアスポラのユダヤ人の出と見る説がある。^⑰これによればヘロデはユダヤ人と同視されるに至つたイドマイア人で

あるにしても、アラビアの異邦人の血を混えていないこととなる。併しアンティパテルの如きヘレニステイクに開明した者が異教の者と通婚するのを控える程に厳格なユダヤ教の信仰に生きていたとは考えられない。ヘロデ家はアラビアの有力者乃至はその支配者たるナバタイア王家とは時に利害相反する場合もあるにはせよ内陸通商路を以て密接に結び付けていたのであり、その地の有力者と通婚関係に入つたことは決して不自然ではない。ヘロデに対してユダヤ人側から発せられる悪罵の中に彼を半ユダヤ人 *hemiudaiaios* とする声を聞くことが出来るがこれも彼がイドマイア人であるのみならず、それをこえてアラビア人の血を混えた者の意と解すべきであろう。

以上の如きイドマイア人ヘロデに対する根強い憎悪の念は彼の治世を通じてその圧政下におかれたユダヤ人の終始忘れ得ぬところであり、かくて又ヘロデ側からすれば絶えず緊張した断圧政策を以て臨まざるを得なかつた事情を一面から説明するものである。

① W. Otto, "Herodes" in R. E. sup. II 15f.

② Josephus, *Antiquitates Judaicae* (以下 *ant. j.* 略す) XIV 8f

③ ヒロラオスはタマスキウス生れのギリシヤ人学者、*Nicolaus Damascus* と称され、アリストテレス学者としてもあらわる。ヘロデ家の歴史を含む龐大なる世界史を著す。その一部は残存す。始めプトレマイオス家の師傳として仕え、後ヘロデ王に重用さる。アウグストウスの恩顧を蒙る。そのヘロデ家に関する記述はヨセフスの主な史料となつてゐるが、親ヘロデ的偏向が強い。

④ *ant. XW 9*

⑤ Josephus, *Bellum Judaicum* (以下 *bell. j.* 略す) I 123

⑥ Justinus Martyr, *Dial. c. Tryph.* c. 52 in Schlter, *Gesch. des jüdischen Volkes im Zeitalter Jesu Christi* 1901 I S. 292

⑦ Eusebius, *H. E.* I 6. 2f. 17. 42f.

⑧ アンティパテルはアラビア、ガザ、マスカロント好を通じ多くの贈与を行つて歓心を得ていた (*ant. XW 10*)。この港は既にヘロドトス (I 105) にも見える古いペリシテ人の港であった。これはイスラエルより憎悪のまことされアモスはこの町に対する神の刑罰を予言す (一・八) エレミヤ (二五・二〇、四七・五)、ゼカリヤ (九・五) 等は此の町の滅びを予言する。後にユダヤ戦争の際ユダヤ叛徒はこれを襲撃した (*bell. j.* 9f)。

⑨ アラビヤのナバタイア王国はマスカロン及近くのガザ、アンテドン等の諸港を以て地中海への出口とし、これらと陸商路を以てつながた。Encyclop. Biblica, Col. 5183 なおナバタイアの都ペトウラとガザ間は五日行程であった。ibid. Col. 5183. T. Mommsen, Röm. Gesch. Bd. V 1885 S. 479
M. Rostovzeff, The social and economic History of the hellenistic World 1953 P. 841

⑩ bell. I 422

⑪ bell. II 98 ant. X^{VI} 321

⑫ 「ヘロデは神殿の記録保管所に保存されるヘブル人の系図を焼却した。それによれば彼の血統は異邦人たることが明かであり、かくて何人も公の記録によって彼の血統を調べることが出来なくなつた」(Eusebius. a. a. O. I 7)

彼を祭司の出とする伝承をも存した (Strabon, X^{VI} 765.

Justinus M. ibid) なおこれについては A. Momigliano,

“Herod of Judeea” in C. A. H. vol. X P. 322

⑬ 創世記二五・二九以下、二七・三〇以下等

⑭ サムエル後八・一四列王二二・四七列王下一四・一〇等

三、ヘロデ王の権力取得過程

ヘロデは交転極りなかつた東方の政治的激動の中を生き抜き、次々に興亡し、交替して行つたローマの軍人独裁者にパトロンを乗りかえ、遂にユダヤ王として権力の座につくこととなるが、それへの途はもとより決して平坦なものではなかつた。この際その権力取得への過程を瞥見し、その素描を試みるのはその権力の実体と統治の本質を見るに

⑮ エゼキエル二五・一二以下三六・五以下

⑯ 詩篇一三七・七哀歌四・二一、イザヤ三四・五以下、マラキ一・四以下等々

⑰ エドムの宗教と文化はむしろアラビヤ的要素が強く、その民族神 Koze 是アラブの神 Kozah と関係ありとされる Encyclop. Biblica col. 1187

⑱ 「この地方のヘレニズム化はプトレマイオス王家によって先ず行われ、シドンの港の民がここに移住せしめられ、この王家の軍事殖民地も設けられた、この王家により鉱産資源の開発も行われた」考古学的にも実証されるこの地方のヘレニズム化については Rostovzeff, a. a. O. P. 1174

⑲ A. Schlatter, Gesch. Israels 1925 S. 428

⑳ この王国の都ペトウラは典型的なヘレニズム都市とされる Rostovzeff, a. a. O. P. 853 なお村川堅太郎氏エリネトウラ航海記、昭和二十一年、一五二頁にはこの都市についての精緻な記述がある。

㉑ ant. X^V 403

あたつて無意味とは思われぬ。

ヘロデの父アンティパテルはハスモン家の光耀が漸く落日の微を示し始めたころ、この王家の内訌を機に「王にして大祭司」たるヒュルカノスに取り入つてその宮宰（ソレトレス）となり、擡頭の機をつかんだ^①。東方遠征を行つたポンペイウスはこの王家の内訌による間隙に乗じてユダヤ干渉を行つたが、^②（B.C. 六三）、これはユダヤ史上第一期を劃する重要な意義をもち、今後ユダヤはローマの勢力下に入り、その貢納圏におさめられることとなる。ヒュルカノスはこの際王号をもぎ取られ、大祭司の地位を認められるのみとなり、強度の内政干渉を受けるに至る。アンティパテルは併しこの主家の非運に巻きこまれることなく、却つてローマ勢力によつて利用価値を認められ、直接これと結びつくに至る。次いでポンペイウスに代るカイサルによる東方領域の再編成に際してはカイサルと明確な主従の關係に入る。カイサルがエジプトにあつてアレクサンドリア戦争の危機に際会した時、彼はユダヤ宮宰の資格を以てこれに赴援し、大いに忠勤をぬきん^③でる。次いで行われた論功行賞においてヒュルカノスは大祭司の地位を認められるのみであつたが、^④彼はユダヤの代官（プロトボイグス）に任ぜられ、ローマ市民権と免税の特権を与えられた。^⑤ヒュルカノスはこの後も王と呼ばれることはあるにせよ、^⑥アンティパテルは世俗的権力を専らにすることに至ることから、彼の地位はカイサルの代理として、適法に命令権（シムリカム）を代行し得る代理者（プロトボイグス）に他ならぬと考えられる。これは又彼のローマ官僚化を意味するものであり、^⑦ユダヤはローマの「朋友にして同盟者」*amicus rex sociusque*とされ、^⑧信教の自由その他の特権を与えられ、^⑨が、ポンペイウスによつて課せられたローマへの貢納が軽減されたにしても全面的に徹廢されたとは考えられない。即ちカイサルによつてローマの盟邦国とされながらも實際上の地位は屬州に近いものであつたとしてよいであらう。

かくてアンティパテルは領内の治安維持、ローマへの貢納の責に任じ、その威令を末端まで徹底せしむる必要から

ネトローボス
代官の適法なる権限を以てその二子を守護に任じて領内に配置した。ヘロデはかゝる事情のもとに辺境ガリラヤ地方
ネトライゴス
の守護として始めてその姿を現わすのである（B. C. 四三）。彼は直ちに辣腕をふるい、^⑪シリアのカイサル勢力と結びつ
く機縁をつかみ、主家ハスモン家の覆滅の野心さえ示すに至る。

カイサル暗殺事件の直後ヘロデ家は東方を根拠に事を図らんとしたカシウスにバトロンを切り換え、特にヘロデは
課せられた軍資金の調達に熱意を示した。^⑫アンティパテルはハスモン家支持者のために殺害されるが、ヘロデはこの
復讐を行い、ハスモン家に対し直接圧力を加えることとなり、父の死もヘロデの驥足をのばすよき機会となつた。カ
シウスはアントニウスとオクタウィアヌス（以下テウグストゥスと記す）との協力態勢によつて潰え去り、かくて東方
は新にアントニウスを支配者として迎える。この際ハスモン家支持勢力はアントニウスに対しヘロデ排斥運動を行う
が、ヘロデ自身の献金をもそえた猛運動が功を奏し、又アントニウスはヘロデに有能にして信頼し得る隸屬者を見出
し、ヒュルカノスに対しては依然として大祭司の地位を認めるのみであつたが、ヘロデとその兄ファサエルを分封国
守に任じた。^⑬かくして主家ハスモン家から独立したものとしてヘロデ家の存在は愈々明確となつてゆく。

B. C. 四〇
アントニウスがクレオパトラの許にあつた時、かねて西進の機をうかゞつていたパルティア勢力はシリアに
侵入し來つた。時にハスモン一族のアンティゴノスはこのパルティアの後援をうけ、ローマ勢力を背景とするヒュル
カノスを排除してユダヤの支配者たらんとしてパルティア勢力をユダヤに導入し、自らもパルティアよりユダヤ王に
任ぜられた。^⑭ヒュルカノスは捕えられ、ファサエルは殺害され、ヘロデは辛うじてエジプトを経て、ローマにあつた
アントニウスの許に身をよせた。かゝる事態は單にヘロデ家にとつて危機たるのみでなかつた。ローマにとつてもこ
れはバルティアとの力関係のバランスを破り、東方におけるローマ勢力の全面的崩壊を招くものとして放置し得ぬ重
大事であつた。アントニウスの部將は直ちにシリアにおいてパルティア勢力に應戦していた。ヘロデはアントニウスの

斡旋によりユダヤ王に任せられるが（B.C.四〇）、これはあくまでバルティアのユダヤに対してとつた措置に対抗する意図に出たものであり、ヘロデはバルティア勢力よりユダヤを奪還すべき責務を負わされたことになる。かくの如き事情によつて彼は適法にユダヤ王として現れるのである。彼はアントニウスの後援をたのみに時を移さず帰国し、挙兵した。アントニウスはバルティア遠征を始めていたが、ヘロデはなおもその援助を受け、遂にバルティア勢力の駆逐に成功した（B.C.三七）。この頃彼はバスマン家のマリウムと婚しているが、これはやがて始る彼のユダヤ支配を正当化せんとする野心に発していたことは明かである。

エジプトのクレオパトラはかねてアントニウスとの關係を利用して周辺の諸国の王達に圧力を加えていたが、ヘロデは最もその重圧を受けるに至る。一方バスマン一党は唯一のたのみとなつたアリストビュロスをせめて大祭司に任すべく、クレオパトラをも動かしてヘロデにせまり、ヘロデが任命していた前任者と交代せしめた。これは大祭司職の任期の終身の原則が破られた事と共にヘロデが既に大祭司任免権を手中におさめるに至つたことを示し、イスラエルの伝統たるテイオクラテアの体制は破られ、政治の宗教に対する優越性が明確にされたことを意味する。ともあれ、彼によるヘレニズム王国建設の地ならしがかくて着々と進められて行つたのである。次いで彼はアリストビュロスを謀殺して彼にとつて最も有力な障害をのぞいた（B.C.三七）。バスマン勢力はヘロデのこの無法なる行爲をアントニウスに上訴してその失脚をはかり、クレオパトラもこれに加担したが、バルティア遠征が失敗に歸し、失意のうちにあつたアントニウスはこの有能なる隸屬者クリエンスを失うに忍びず、これを不問に附して取上げなかつた。クレオパトラの執拗なる圧力はなおも強化され、ヘロデはその領内の枢要の地を割取されるに至り、かくて彼女は南シリアに至る間の地中海岸を支配下におさめ、この王朝の盛時を再現するかの觔を呈するに至つた。彼女は更に野望を逞くし、事を設けてヘロデをしてアラビアのナバタイア王国に対し出戦せしめた。これはこの両者を戦わしめることにより双方の戦

力の弱化をはかり、機に乗じて更に勢力の伸張をはからんとする意図に発した。併しこの心進まぬ出戦によつて、彼らはパトロンたるアントニウスの許に馳せ参ずる機を逸し、アクティウムの決戦に際しては軍資金と一部兵力を差出すにとゞまつた。^⑲ローマの最後の勝者を決定したこの決戦の結果を知つた彼はその不本意な軍事行動を早急に切りあげて勝者アウグストウスの許に急行し、パトロンを切り換えるに成功した。^⑳ヘロデはこの出発に際して、老残の身とはいえ、ハスモン家唯一の男系生存者たるヒュルカノスを処刑し、^㉑ハスモン家再建運動に対する後顧の憂を絶つていゝる。この新しきパトロンはヘロデの有能さと利用価値については充分知つていた。従来のパトロンたるアントニウスがエジプトにおいて最後のあがきを行つていた際ヘロデは早くも敵対行動に出、新しきパトロンに対して忠勤をばげんだ。アウグストウスによつて続いて行われた東方領域の再編成に際してはヘロデは最大の分け前に与つたのも当然のことであつた。

かくてアウグストウスの輝ける治世が始ると共にヘロデのユダヤ王としての地位は不動となり、その複雑にして多様な性格をもつた統治が展開されてゆくのである。

以上の如くヘロデ王家はローマの権力者と絶えず密着してそれと相互利用の関係を絶つことなく、常に時の勝利者と保護関係を失ふことなく、敗者と没落の運命を共にすることもなく、次第にその権力の基礎を着実にかためて行つた。かくて共和政末期の軍人独裁者達による権力争奪の激闘と勝利者の交代の様相がそのままヘロデ王家の動向に反映されているのを見ることが出来るのである。

【註】

- ① bell. I 123ff. ant. XV 8ff.
② bell. I 131ff. ant. XV 34ff

③ bell. I 187f. ant. XIV 187ff.

④ 大祭司にして同司を兼ねることをする記事もある ant. XV
191

忠誠の上に立つて自己の地位と権力の強化をはかるといふ相互利用の關係に貫かれた結合体が抜くべからざる要請として形成されていた。主従、ともに自己保存のためにはかゝる結合体の物理的な力に結びつかぬ限り、何事もなし得ぬ如き社会情勢が存したのであつた。徒党とはかゝる必然性をもつて形成されて行つた結合体に他ならぬ。

何よりもこの徒党は保護者 (patrons) と庇護者 (clients pl. clientes) との間の保護關係 (patrocinium) を以て結ばれた人的結合団体である。共和政末期の複雑多彩を極めた社会の真相の中からのこの保護制というモメントを明快に析出したのは他ならぬフュストル・ド・クーランジュであつた。彼は社会の平等なる権利を規定した法的环境において権勢家が常に権力を保持し得た秘密をこの保護制によつて説明する^①。共和政末期の激動した社会に行われた保護制はかのローマ古制に存した保護者に対する庇護者の隸屬を規定した法制とは異り、その遺制的なものを残しながらも、公法、私法の規定するところを超えて、法律外的 (extra-legal)^② な拘束力を以て日常的慣習にまで普遍化されてゐた。当時の社会と政治の上の一切の動きはこの保護制に貫かれた徒党間に展開された抗争と激突の視点から把握されねばならぬ。即ちこの保護制は当時の社会構造の決定的モメントであつた^③とすることが出来る。而してこの保護制によつて立つ徒党間の抗争、それら権力の変遷交替も結局最後の勝利者の決定——ローマ帝政の実現——への途を開くものであつた。この最後の決定までの過程においては一の軍人独裁者——徒党の首領——の没落はその統率する徒党の崩壊と解体を招き、同時に勝者側よりの吸収、統合がなされ、かくて徒党勢力の再編成が行われ、より巨大な党派勢力が形成されるに至る。次いでかゝる巨大な徒党間に行われる抗争は社会と政治の一切を巻きこむ如き拡大された規模を以て展開されてゆく。

徒党の首領たる保護者と庇護者を結ぶものは何よりも信義の關係の成立である。前者は後者を自己の信義 (fides) においてうけいれ、後者は自己を自己の信義 (fides) において^④ 献げ、かくて保護に対するに忠誠と臣従を以てこた

える相互関係を以て結合されることとなる。この關係の成立は原理的には両者間の任意 (volontaire) 行為であるが、庇護者はあくまで保護者側の *hides* に依存する隷屬者に他ならぬものとなる限り、この關係の成立と共に庇護者側よりの何等かの報償行為が暗黙のうちに義務づけられることとなる。前者は後者を呼ぶに隷屬者 *cliens*、側近 *con-*
es、朋友 *amicus* 等の称呼を以てし、そこに見られる關係は *clientela*、*amicitia*、*patrocinium* 等の表現を以て具體化される。更に広義の内容をもつ包括的な表現として最も頻般に用いられるものは *hides* であり、以上これらの用語は種々の組合せを以て併用される。かくて見られる種々の組合せによる表現のニュアンスの差はこの關係の当事者、特に庇護者の側の社会的地位に応じて保護關係の内容に千差万別が見られたことと対応する。

以上の如き徒党の首領たる保護者と庇護者との間に形成された人的相關係は單にローマ社会の内部において見られたにとどまらず、拡大されゆくローマ世界の各地に、特に東方諸地域において、ローマの支配者と土着の有力者との間にも成立を見るに至つた。ローマの軍人独裁者達——徒党の首領——は権力争奪のための死闘を展開しつつ、他方東方を確保することによつて自己の戦力の維持と伸張をはかる為殆ど例外なしに東方遠征を行つた。その際一致して見られた政策として土着有力者の利用があつたのである。彼等は土着の有力者を傀儡としてこれに保護を加え、その育成をはかり、かくてこれと保護關係を結び、これらをして東方辺境の統治と防備にあたらしめた。云々とこれを以て所謂ローマの「見えざる国境線」^④ *invisible frontiers* を構成したのであつた。ヘロデ王家はその興起の当初からかかるローマ権力と固く結びつき、しかもその勢力の交転交替ある毎にこれと保護關係を更新しつつ、その保護者の没落に際してもそれに巻きこまれて運命を共に分つことなく、保護者を次の勝者に切り換え、その度毎に愈々地位は強固となり、権力は伸張して行き、土着民支配の体制を強化し得たのであつた。ローマの支配者と保護關係を以て結ばれた土着の支配者は *Client king*、*Vassal king*、*Lehnfürst* 等と称されるが、これは実質的内容よりする呼

称であつて、ローマ保護的な用語に従えば、而して又史料上では「朋友にして同盟者たる王」*Rex amicus et socius*, *Barbaeus φίλος καὶ συμμαχος*^⑩ として現れてくるものである。これに対して筆者は一応「盟邦国王」の訳をあてる事にする。ローマの勢力者達が次々に東方遠征を行つた際、各地の土着有力者達はきそつて彼等に忠順の意を表するのが常であり、時に抵抗を試る者はないでもなかつたが、直ちにそれは武力を以て処断された。而して忠順の意を表明して憐みを乞うた土着の有力者の中に利用し得る者を見出し、これを最大限に利用すべくこれと保護關係の外形をとつた隸屬の關係を取り結ぶのが常に見られた。^⑪元來服屬者や被征服者を同盟者として遇するのは既に古くからローマに見られたところであり、キケロの表現を以てすれば「戦によつて（ローマの將軍に）負かされた都市や部族を信義の中に受理した人達（ローマの將軍）がそれらの保護者となるは祖先の習慣であつた」といふ。即ち征服者たるローマの支配者は個人的に被征服者の保護者となつたのである。共和政末期、次々に輩出した軍人独裁者はいづれも、東方の征服地を直接に支配し、又は直ちにそれを屬州化することなく、從來そこを支配し來つた土着の支配者の所領を安堵し、時にはこれに王（*basileus* or *rex*）又はそれ以下の地位を表示する称号を与えて一応独立の体面を保持するを許し、一方これに種々の内容をもつた義務と責任を自覺せしめ、且自發的にこれを果すことを期待するといふ方式、云わば巧妙なる一種の間接統治を行つた。盟邦国王はかゝるものとして出現し、本来ローマ社会に見られた保護關係はかくて拡大されゆくローマの東方勢力圏内にも見られることとなるのである。ローマにおける保護關係の成立の原理についてモムゼンは次の如く説明する。「ローマの征服者は被征服者を自由に処分し得る権利をもつが、この保護關係は征服者がその権利を自己の誠実（*fides*）によつて限定し、制限することによつて生ずる^⑫」。盟邦国王の場合についてこの説明によつて教えられる所は多いが、この自己の誠実による自制も、被征服者（土着支配者）についての利用性を顧慮した最も現実的な打算性の上に立つていたことは後にヘロデ家の場合について実証されるであらう。

斯様な盟邦国王の設置はいかなる必要性に立つて行われたかについて少しく立入つてみたい。共和政末期から帝政初期にかけて、かゝる土着の盟邦国王が設置された地方をみると、アルメニア、カパドキア、ポントス、ガラティア、キリキア、ユダヤ等があげられる。これらは東方支配の基地たる属州シリアを衛星の如くにとりまいていた。元来ローマがその生命線たる小亜を確保するためには、自然地理的条件からユウフラテス河岸に達する迄の地域を一応勢力範囲におさめることが必要とされた^⑭。この地域はローマ史を通じて宿敵關係にあつたバルティアとの緩衝地帯をなし、ローマはバルティアの西進に対しては絶えざる緊張と細心の警戒とを必要とした。時には積極的にその弱体化をはかるため、ローマ勢力家達は自ら武力遠征を試み、時には外交的接渉により、少くともこれに対する優越的地位の確保につとめた。これは最少限度の要請であつた。東方の要所に盟邦国王を設置し、これに種々の義務の履行を期待したのは主としてかゝる必要に発した。單にそのみではない。これらの地域には古き歴史と伝統をもつた誇高い民族も居住し、しかもそれは土着の王家の支配下におかれて来たのであつた。ローマ支配者は勝者として、劍の權利を以てしてもこれを簡單には支配し得ず、これを敢て行えば幾多の困難の生ずべきを知つていた。土着民の抵抗の執拗さについて無知ではなかつたのである。「ローマはかゝる手に余る地方、又は土着民があまりに開化におくれ、これを領内に編入するにふさわしからずと考へた地方についてはその支配と開化の事業をその地出身の又は土着の有力者に委ねるのを便とした^⑮」であり又、「これはローマが東方發展にあたり、自己の負うべき責任の増大するを避けた措置であり、当面の暫定策として極めて賢明なものであつた^⑯」。かくて広大な地域に点綴して配置された土着の盟邦国王の所領は夫々の地方的特殊事情を有し、これらに対するローマ支配者の政策も従つてもとより劃一的ではなかつた。又盟邦国王のパトロンたるローマ支配者に対する關係も一様ではなく、彼等の認められていた地位や権限、庇護者として果すべき義務の内容についても夫々異なるものがあつたことは当然であつた。

【註】

① F. de Coulanges, *Les Origines du Système féodal, le Bénéfice et le Patronat* p.224 (in *Histoire des Institutions politiques de l'ancienne France* 1890) このクーランジュの代表作たる大著の解説にあわせてクーランジュ史学の特質、特にその研究方法の真髓については明比達朗先生によるこの著の一部の邦訳「古代フランス土地制度論」上、昭和二十四年世界古典文庫、二二五頁以下のとがぎと鋭利にして精緻なる評論あり、教示されるところが多し。

② ローマにおける原初的保護制については Coulanges, *La Cité antique* p. 124ff. 田辺貞之助氏訳「古代都市」二一〇頁以下。その時代の変遷については、*ibid.*, p. 271ff. 同訳七頁以下。共和政末期における保護制についてはクーランジュの論考を手がかりとして M. Gelzer 著 *Die Nobilität der röm. Republik* 1912 において問題の核心に迫り、社会構成上の重要な要素として保護制について実証的研究を展開した。この名著については祇園寺信彦氏による要を得た解説論文がある。マチアス・ゲルツェル「羅馬共和政の貴族」西洋史研究会編、西洋史研究第一輯昭和十八年四九〇頁以下。同氏は更にゲルツェルその他多数の關係文献を消化され、保護制についてその原初的な段階から共和政末期におけるそれらにわたって雄大な構想のもとに精密にしてしかも幅の広い論考を行われ、この分野における最高の水準を示された。「古ローマ共和政末期内乱の理解のために」文化第十八巻四号昭和二十九年。同氏の一連の論考より多大の示唆を与えられたこと

を特記し謝意を表す。

- ③ Coulanges, *Les Origines* p.26
 ④ *ibid.* p. 225 祇園寺氏「羅馬共和政の貴族」五〇〇頁
 ⑤ *ibid.* p. 219
 ⑥ *ibid.* p. 224
 ⑦ *ibid.* p. 210. 213
 ⑧ *ibid.* p. 217 以上の用語については各頁の註にクーランジュ一流の網羅的にしてよく吟味された用例がある。
 ⑨ F. E. Adcock "The Achievement of Augustus" in *C. A. H. vol. X* p. 601
 ⑩ Suetonius. *De vita Caesarum. Augustus* LX 但し原文には複数形 *Reges amici aique socii* の名で Josephus に *ant.* XIV 214 250 XVII 246 *passim*
 ⑪ ローマの権勢家達と同盟以上の關係に入つたクレオパトラは論外としてかゝる土着の有力者には土着の女王もあり得た。例えばアウグストウスの盟邦女王たるボスボロス王国のデメナリス J. Anderson, "The Eastern Frontier under Augustus" in *C. A. H. vol. X* p. 269
 ⑫ Cicero, *de off.* I 35 祇園寺氏「古ローマ共和政」一五頁の訳による。
 ⑬ T. Mommsen, *Röm. Staatsrecht* III S. 723 祇園寺氏前同
 ⑭ Anderson, *a. a. O.* p. 257f.
 ⑮ ⑯ *ibid.*, p. 258

ヘロデ家はアンティパテル以来ローマの勢力家をパトロンと仰ぎ、これと絶えず密着し、且これを背景として権力への途を切り開き、遂に名実ともにユダヤの支配者たり得た。最後の勝利者として、新なる秩序を樹立するに成功したアウグストウスのこのヘロデを始めとする盟邦国王に対する政策は原則的には彼以前のそれを踏襲したものに他ならず、いわばその最後の到達点たるを示している。ヘロデ王の場合についてみると、彼のアウグストウスとの関係は従来ローマの保護者との間には見られなかつた程密接で且又時間的にも連続し、従つてそこに形成された保護関係は最も明瞭且典型的に具体化されていると考えられる。かゝる関係においてヘロデが与えられていた地位や権限、義務などにわたつて吟味することにした。

ヘロデによるユダヤ国王の地位の獲得は彼がパトロンたるアントニウスの許に亡命した際に実現を見た。アンティパテル以来のローマに対する忠誠を賞したアントニウスは同僚アウグストウスの同意をも得て元老院に働きかけ、ヘロデのユダヤ王就任を承認せしめ、且又その旨を記した公文書がカピトリヌス神殿に納められることにより適法にこれが実現を見た。^①これはパトロンたるアントニウスと庇護者たるヘロデの間の保護関係の一項点をなすものであつた。王任命の手續としてはこれだけにとどまり、加冠の儀は行われていない。併し後に彼は冠帯をつけていることが^②わかるが、これは彼が自らの意志を以て行つた任意行為と解すべきであらう。次にヘロデがアウグストウスに対してパトロンを切り換えた際の手続を見ると、彼はアクティウム戦の直後アウグストウスの許に急行し、ロードス島において会したが、その際は携えた冠帯^{ディアデイマ}をただかずに恭順の意を表した。アウグストウスはヘロデの従来ユダヤ王の地位を承認するしとして、その携えた冠帯^{ディアデイマ}を加冠した。次いでアウグストウスの布告による公示を以て手續が完

了している。^③この際にあつてはかつて適法に任ぜられたヘロデの地位の安堵にとどまつた故に改めて元老院の承認を必要としなかつたものと解せられる。

かくしてヘロデの地位の最後の確立を見たのであり、アウグストウスの恩顧のゆるがぬ限り、彼の地位は確乎たる基盤に立つこととなつた。斯様にして始る彼の治世はそのヘレニズム国家体制の建設、東方的専制の強行をもつてあらわれる。併し彼はその領内統治において完全な自主独立の主権を行使し得たわけではない。さりとして常時ローマによる露骨な内政指導や干渉を受けたとも考えられない。併しユダヤは他の盟邦国王領と同じく、ローマの東方経略の基地たる属州シリアをとりまく一の衛星的存在たる以上、アウグストウスの代理人 procurator たるシリア総督の下に軍事的にはその保護を受け、行政面その他においても時に応じてその指揮下に入つたことは当然であつた。盟邦国王の地位は一率に同視し得ぬものがあるが、ヘロデはそれらの筆頭に位置し、シリア総督を補佐すべき地位を認められていたと考えられる。^④ヨセフスはこれに関する誇張した記事を伝えているが、アウグストウスとヘロデの特殊関係を^⑤真とすればこれは不自然とは考えられない。

ヘロデの父アンティパテルはカイサルと保護関係に入つた際ローマ市民権を与えられ、これはヘロデの場合をへてその後の一族においても見られた。庇護者^{クリエンス}がそのパトロンの姓を名乗るのはローマの原初的保護制において既に見られたところであり、^⑥ヘロデ家はかくてユリウス姓を名乗り得た。併しこれはユリウス家の家人^{ファミリア} familia たることを意味するに他ならぬ。

次に盟邦国王の地位は世襲であつたかどうかをヘロデの場合について見てゆく。ローマ保護制にあつては保護者と庇護者の関係は原理上任意的であり、従つて父とパトロンとの関係をそのまま子がうけつぐとは限らない。併しこの関係の世襲は自然の形として行われた。^⑦盟邦国王の場合パトロンは時のローマの支配者に限られ、彼等の側から任

意にパトロンを選択する余地はなく、専らパトロンの誠実に信頼し、自らを自己の誠実において献身する他はない。その地位の継承はパトロンの一方的恩顧に依存する他はない故世襲は必ずしも通例ではなく、後継者の認可に際してはパトロンのよせる期待を果し得る能力の有無が血統上の正統主義に優先した。その地位の相続が認められた後と雖も彼が領内統治の任に欠けるところありとされた場合、又はその領土をローマ直轄領—属州—とするを適当と認められた際はこの保護関係は直ちにパトロンの一方的意志によつて破棄されることもあり得た。この最もよき例がヘロデの死後程なく示されるのである。

ヘロデはアウグストゥスに対して日頃の忠誠にぬかりなく、殊に時に応じた献金を怠らず、彼の晩年、その後継者の決定については彼自身の意志にまかされ、この点については両者間に諒解が出来ていた。⑨彼が死の直前、アウグストゥスに対して最終の且額においては従来例を見なかつた程の献金を行つてゐるのは彼の死後の後事を懇願するの意図に発するものとせざるを得ない。彼の在世中であつて既に彼の数多い男子間に相続をめぐる紛争が相ついで見られ、それに更にヘロデの猜疑心も加わり、数人の男子が処刑されている。彼の死の直前、最後の後継者の決定にあつては、その領土を三分し、アルケラウスに王号とユダヤ本領を伝えることとした。⑫併し彼の死と共に在世中庄殺されていた反抗運動は爆発し、シリアより急派されたローマ軍をまつて漸く鎮圧を見た。一方アルケラウスはその相続にあたり、アウグストゥスより許可と確認を得る必要があつてローマに上京した。これは新しいパトロンとの保護関係の成立を求めたことを意味する。他の兄弟もこれに対抗してアウグストゥスの恩顧を求めて上京する等のことも重なり、ヘロデ死後のユダヤ相続問題は紛糾を極めた。アウグストゥスはアルケラウスの統治能力に危惧の念を懐き、全幅的な信頼をよせず、暫くその統治の実績を見てからとなして、王号を与えるのを保留した。⑭その他の点についてはヘロデの遺志に従つて、領土は三分されアルケラウスは王としてではなく国司としてユダヤ本領の統治を始めた。かくて

始る彼の治世(B.C.四—A.D.六)は驕擾と流血にみち、その統治能力の欠除が曝露される。一方ユダヤ上層身分はこのヘロデ王の重流に見切をつけ、ヘロデ家よりもむしろすつきりしたローマ属州化とこれに伴う地方自治体制の復活をのぞみ、再度にわたつて請願を試み、かくてアルケラウスの所領するユダヤ本領はローマ属州とされ、残余のヘロデの故領のヘロデ家による統治は安堵され、アルケラウスはその地位を追われ、ガリアの地に流滴の身となり、問題は一応決着を見た。ここで注目すべきはこれらの事件が行われたA.D.六年アルケラウスの非運と甚だよき対照となす事例が見られることである。それはヘロデ家につながる人物がこの年、同じくアウグストウスの盟邦国たるアルメニアの王に任ぜられている事実である^⑩。この人物はアルケラウスの甥にあたるカバドニア王国のティグラネスであり、アウグストウスはアルメニアの隸属関係を強化すべくこの任命を行つたことはいふ迄もない。パトロンとその盟邦国とを結ぶ保護関係においてパトロンの与える庇護と恩顧は決して無制限のものではなく、あくまでも期待する義務の満足な遂行を前提として居り、最も現実的な打算性がむき出しにあらわれているのをこの二つの対照的な事例を通じて見ることが出来る。ヘロデ家はローマの期待を裏切ること少なかつたヘロデの時代が過ぎると早くも盟邦国王のもつ性格の限界線につきあたるのである。

パトロンの側からする盟邦国王たる庇護者に与える保護や恩顧の具体的内容はいかなるものであつたか。ローマ保護制においてはパトロンは裁判事件に關しては法廷において庇護者の為に弁じて事件を有利に導く等^⑪日常、事に応じて恩恵を施し、又その社会的地位の維持や地位の昇進にも力添えした。盟邦国王の場合、何よりも先ずその地位や所領の安堵があげられるが、彼等はローマ当局者とパトロンのを通じて有機的關係にあつた以上、ローマ当局者とは事の細大を問はず連絡、或いは接渉すべき事項を有した。この際彼等はパトロンの斡旋によつて事を運ぶのを利便とし、又王家内に屢々見られた紛糾の調停や裁断を願つた。彼等自身、或いはその使節がローマに上京した際は種々の便宜を

与えられた。^⑮パトロンは盟邦国王の領内におけるローマ軍の駐在や臨時の冬營さえも許さず、まして軍隊が領内において金品を徴集するのを禁じた。^⑯以上のパトロンの恩顧はヘロデ家の場合明瞭にうかがわれるところである。パトロンのかかる庇護と恩顧は單に盟邦国王個人についてのみ与えられたものではなかつた。デアスポラのユダヤ人はローマ世界いたる所に散在し、東方と西方においては事情を異にはしたが、^⑰彼等の独自の生活慣習や信仰を固持して地元住民と融和せず、この客人民族 (Gastvolk) の処置は各地に共通した困難な問題であつた。特に東方においてはカイサル以後ローマ支配者は寛容政策をもつてのぞみ、断崖よりもむしろ特別扱いを行い、これをユダヤ人側より特權賦与と解し、かくて觸発されるユダヤ人と地元民、特にギリシヤ人との対立抗争は到る処で問題を惹起せずにはおかなかつた。^⑱

次に盟邦国王の側からする義務について見てゆく。共和政末期の保護制によつて貫かれたローマ社会にあつてはパトロンたる勢力家は多数の庇護者をかかえ、彼の勢力はその庇護者の数によつてはかられ、^⑲それらの氏名や顔は覚えきれぬ程であつた。庇護者達は事につけパトロンの許に伺候して恭順の意を表するのが常であり、かくて伺候と扈從 (Colere et observare) は庇護者の誇らしげな義務であつた。盟邦国王の場合にも、彼等は屢々上京して保護關係の確認と強化をはからなければならなかつた。スエトニウスの伝えるところによると、「アウグストウスの盟邦国王達 (Reges amici atque socii) は……その領内にカイサリア (カイサル記念市、このカイサルはアウグストウスを指す。筆者註) と稱する都市を建て、屢々アウグストウスの許に赴くために王国を留守にした。その際は王たる威嚴を捨て、平服をまとい、クリエンテスとしての恭順の意を表した」^⑳。ヘロデは領内にこの名をもつた都市 (地中海にのぞむ重要な港、以前クレオパトラによつて奪取されていたのをアウグストウスによつて返還された) をギリシヤ風に再建し、アウグストウスを祀る神殿を造営している故にストニウスのこの記事はヘロデの場合にも該当する。而して

これは又彼等が自領を一步外に出た際は一介のクリエントスに過ぎなかつた実相をよく伝えている。明瞭に義務づけられていなかつたにせよ、彼等は時に応じて自発的に伺候して臣従の誠実を示し、その際相応の献金や礼物の献上を行つのが常であつた。彼等は毎年一定の貢納を行つたのを義務づけられていたとは考えられない。盟邦国王一般について貢納の義務を負つたとする説もあるが、モムゼンはこれについて次の如く述べている。「共和政下においては従属国は毎年一定の貢納を行つた。併しローマの古習に従えば、同盟条約は金額の支払を除外して居り、又後に至つても同盟者達の貢納は一般的に規定された法よりもむしろ個々の場合になされた立法措置によつて決定された」となし、一律に貢納の義務を負わされたとはいひ得ぬとするのである。ユダヤはポンペイウスやカイサルによつて貢納の義務を課せられたことは知られ、又その後もローマ勢力家の東方遠征の際、軍資金の割当を受けた例はあるが、少くともアウグストゥスに対してヘロデは貢納の義務を負つたとする史料は存しない。併しそれだけに金品の献納は怠らず行ふ、ヘロデの場合にはその回数も金額についても知られ、その額は税収入に対していかに大なる比重を占めるものであつたかも知れる。

ヘロデ王の場合、領内の徴税についてはローマの干渉を受けることなく、この点では独立自主の体制にあつたとすることが出来る。併しこれを以て経済的、財政的にローマから独立し得たことを意味するものとする事は出来ない。何よりもそれは貨幣の流通の面に見られる。即ちヘロデは貨幣鑄造権^⑭においては大なる制限を受け、ローマの aureus 金貨や denarius 銀貨が本位貨幣として通用し、ただ補助貨幣としての青銅貨の鑄造を許されたのみであつた。ローマの支配者がその盟邦国王に対して最大の期待を寄せたのは軍事上の義務であつたとしなければならぬ。その領内の治安維持はもとより、ローマの「見えざる国境線」の防衛の責任を負い、又ローマの軍事行動がその地方において行われる際はその軍隊を款待し、又これに協力することが期待され、ヘロデの場合これについてよき例をあげ得

る。^⑧かくて彼等はその実力に相応した軍備を保持するのを許されていた。併し独立の軍事行動は許されず、特にその対外行動は禁ぜられていた。^⑨これに関連して外交上の独立も認められて居らず、ローマ当局の承認なしで盟邦国王達が交渉をもつことも許されなかつた。^⑩その保持を許されていた軍隊もかくてローマの補助軍の性格をもたされていたのである。ヘロデの軍隊の編制や装備については詳かには知り得ないが、軍事指導官以下の幹部の派遣をローマに仰いだと考えられ、^⑪又外敵の侵入と統治し難い人民の蜂起にそなえて領内各地の要点に軍事植民地を設け、都市の武装化をも行つた。ヘロデの領内にはローマ軍の駐屯は行われなかつたが、これはシリアのローマ軍が必要に応じて直ちに派兵し得る態勢にあり、その必要を認められなかつたことによる。人民一般からの忠誠を望み得なかつたことから、傭兵隊に依存せざるを得ないヘレニズム諸国に共通した事情が彼の場合にも見られた。ヘロデ家がローマの勢力家達によつて利用価値を認められ、次々とパトロンを更新し得たのは主としてこの軍事面においてであつた。アンテイパテルのカイサルに対する奉仕、ヘロデのアントニウスは対する協力はその好例であるが、アウグストウスの勝利が決定し、これにパトロンを切り換えるや否や矛をさかしまにして従来のパトロンたるアントニウスの没落のために協力した。後アウグストウスの企てたアラビア遠征に際してヘロデは兵力を差出してこれに参加し、^⑫又アウグストウスの側近アグリツパの黒海北岸遠征にあつては物心両面の援助を惜まず、特に船隊を出して協力の実をあげた。^⑬

盟邦君主とパトロンとの関係は専らパトロンの誠実と恩顧に依存し、従つてそれは両者の間に何も介在しない直接の関係である。パトロンを共にいたたく盟邦国王間に何等かの関係や交渉が行われたとしても、それはパトロンを通じてなされねばならぬ。併しアウグストウスは自らの発意において彼等の団結をはかることに熱意を示した。スエトニウスはこれについて次の如く伝える。「アウグストウスは盟邦国王達を相互の紐帯を以て結び、彼等の間に通婚や友交関係を進めた。又彼等を自らの領内の構成分子 (*membra partique imperii*) として扱つた。」^⑭又パトロンとし

て彼等を指導するのも当然のことであり、「彼等が未だ若年にして統治に堪えぬ場合はその成人迄、又氣落ちした者はその立ち直るまで指導官 (Tutor) を定め、彼又等の子弟を(引取り)彼自身の子弟と共に養育した」^⑩。アウグストゥスが熱意を示した盟邦国王間の通婚関係はヘロデ家の場合いかにあらわれたか。ヘロデの子アレクサンドロス(ヘロデとマリアムメ(I)との間の子、ヘロデは猜疑心から B.C. 七年処刑)は同じく盟邦国王たるカパドキアのアルケラウスの女グラフィラと婚し、この間の子テイグラネスは前述のアウグストゥスによつてアルメニア王に任ぜられた人物であつた。ヘロデはその数多い男子達をローマに送り、ローマ的教養を身につけさせたが、盟邦国王達がその子弟をローマに送り、かくてアウグストゥスの期待に添うたのは彼等のパトロンに対する誠実のしるし (pignus) ^⑪ の意味をもつものに他ならなかつた。

【註】

- ① bell. I 282ff. Ant. XV 381ff.
- ② bell. I 387
- ③ bell. I 393 ant. XV 196 盟邦国王の任命手續として「カイサル(元首)の綬写とローマ人(元老院)の裁可」(doseni Kaisaros kai dogmati Romation)が必要とされるがこゝでは元老院の裁下が省略されてゐる。
- ④ bell. I 400 によれば「マウケストゥスはヘロデを全シリア Syriae huleis の総督に任じた。C. 二〇。而しも代官達は彼の督同を得なければ何事もなし得なかつた」とする。併しこれを Syrias kolleis (Coele-Syria) と読み得れば、ヘロデは同年南シリアの領地を増加されている故、これを必ずしもニコラオス流の誇張記事とすることは出来ぬ。併しこれに

- ついで W. Otto a. a. 0 72. ヘロデのハリマのヘビトコロホイとの關係を伝える記事をヘロデは特に財政上の補佐に任せられたと見る見解がある。 Jones, House of Herods 1938 P. 64
- ⑤ bell. I 400 ant. XV 360f. アウゲストゥスはヘロデを彼の股肱の側近アグリッパに次いで寵愛した。
- ⑥ Coulanges, Cité P. 129 田辺訳上二二五頁、なほヘロデの一族中 Julius Agrippa, Julius Herodes Archelaos 等 Julius 姓を名乗る者が頻出する。
- ⑦ Coulanges, Les Origines P. 224
- ⑧ (盟邦国王の任命におつて) 王位はその(土着の)王家以外の者には与えないのがローマの慣習であつた。 Ant. XV 387

⑨ bell. I 458 ant. X VII 128 庇護者の遺言はパトロンによって尊重された。Coulanges, Cité P. 318 田辺訳下七三頁。

⑩ アウグストゥスに対し礼物の他に一、〇〇〇タラント、その妃、子達、朋友達に対して合せて五〇〇タラント計一、五〇〇タラント、bell. I 646 これをローマ風に換算すると三、一六〇〇万HSとなる。更にこれをローマの富豪の富と強いて比較を求めると多少参考になる。ペトロニウス岩崎良三氏訳「マルキオの饗宴」(昭和一六年)にはトルマルキオの遺産三、〇〇〇万HS(一九頁)、一航海において一、〇〇〇万HSの純益をあげ(二二八頁)又一、〇〇〇万HSが投資の口がなく金庫にもどり(八一頁)又彼の客となつた解放奴隷は八〇万HSの財産をもつていた(五三頁)。元老院議員の身分的条件として最低八〇万HSの財産が必要とされ、更にそれは一〇〇万から一二〇万に引上げられた(Suetonius, Aug. XI J) 騎士身分のそれは四〇万HSが必要とされた (ibid, Julius XXXIII)。H. Hill, The Roman Middle Class in the Repub. Period 1952 P. 160 村川堅太郎氏羅馬大土地所有 昭和四年八四頁、九四頁、祇園寺氏「共和政の貴族」四九二頁、「古ローマ共和政」七頁。

⑪ ヘロデの後宮は東方的な複雑さを示し彼が通婚関係に入つた事でその名を知り得る者八名、名を知り得ざる者二名を数える。その間に出生した男子は一、二名にのぼる。やがて王位相続をめぐる絶えざる紛争を見るに至つたことは当然のことである。

⑫ 屢々変更された後彼の死の直前最後の決定を見た相続者は

次の如くだった。bell. I 664. ant. X VII 187

称号 所領

アルケラオス パトリウス ユダヤ、イドマイア、サマリヤ

王 パトリウス

アンテイパス パトリウス 分封国守 ガリラヤ ペレア

分封国守 パトリウス 東北辺境部

⑬ 相続をめぐる子達の紛争にギリシヤ人顧問団が介在していることが注視される。ニコラオスの弟プトレマイオスはアン

ティパス支持 (bell. II 21 ant. X VII 225) 今一人のプトレマイオスなる者はヘロデの遺志を尊重してアルケラオスを支持した (bell. I 669 ant. X V II 193)。

⑭ bell. I 93 ant. X VII 317

⑮ bell. II III ant. X VII 339 Gallia Narbonensis のVienna

に流さる。ストラボンはガリアにヘロデの子の生存するを告げているのはこのアルケラオスを指すであろう。Encyclop. Biblica col. 1032

⑯ Tacitus, Ann. VI 40. Res Gestae 27

なおこの人物は暫時にしてアルメニアにおけるパルティア勢力によって王位を逐われ、後ローマに居住したが、^{A, D.}三六殺害された。Anderson, a. a. O. C. A. H. vol. X P. 277

⑰ Coulanges, Cité P. 129 田辺訳二一五頁祇園寺氏「共和政の貴族」五〇一頁以下

⑱ カイサル時代に関係する記事であるがヨセフスは次の如く伝える。「ヒュルカノス及其の児孫又はその使節がローマに来る時は元老院への出入が許され、又闘奴や猛獣の格闘を元老院議員席にて観覧するを許さる、又元老院への請願に対し

ては十日以内に応答を与えられる。」Ant. XV 210

①⁹ Ant. XV 195

②⁰ Mommsen, Röm. Gesch. Bd. V. S. 497

③¹ エゼキスはAnt. XVにおいてローマの支配者達や元老院がユダヤ人に対して認めた特殊地位に関する規定や布告を数多く挙げている。これらの史料の価値は大きいものがある(M. Noh, Gesch. Israels S. 345)が、これらについては改めて触れる機をもちた。

④² 秀村欣二氏「羅馬帝政初期アレクサンドリアに於けるギリシヤ人のユダヤ人排斥問題」歴史学研究六の一三、昭和十一年、この気鋭にしてアムビシヤスな論考は今日なお教えるべき多。

⑤³ Coulanges, Les Origines, P. 225

⑥⁴ ibid. P. 210

⑦⁵ ibid. P. 222f.

⑧⁶ Suetonius, a. a. O. LX なおヘロデはアウグストウスの盟邦国王となった。C三〇をのぞき次の四回対面を行っている。C二〇(シリアにおいて) C一八一―一七(ローマにおいて) B. C. 一三(ローマにおいで) C一〇―九(ローマにおいで)。

⑨⁷ J. Marguardt, Röm. Staatsverwaltung I. S. 405 (in Schürer, a. a. O I. S. 404)

⑩⁸ Mommsen, Röm. Staatsrecht III S. 638 ff.

⑪⁹ カシウスによつてユダヤ人に割当てられた軍資金の賦納七〇〇タラント、ヘロデはその割当二〇〇タラントを最も早く差出した。bell. I 221, Ant. XV 274

⑫⁰ ヨヤフスの挙げるヘロデのアウグストウスに対する献金の

うち数学的に明瞭なもののみを見ると、B. C

⑬¹ ウスのアントニウス討伐のためのエジプト遠征に際して八〇〇タラント、ant. XV 199 B. C 一三、ローマへ上京するに際し三〇〇タラントの献金、ant. XVII 28、その最後にして最大の献金については前註⑩

⑭² ローマとエゲヤをつなぐ経済的、財政的紐帯や交易関係については論考すべきものが多く、小論においては触れ得ないヘロデの鑄貨権について、このローマより課せられた制限もヘロデとして制約にあらざしてむしろ利便として事情を考えられる。併して参見 W. Otto, a. a. O. 61 Schürer, a. a. O. I. S. 403に從う。

⑮³ アウグストウスのエジプト討伐に際し、ローマ軍がヘロデの領内を通過するにあたり、ヘロデはアウグストウスに扈從し、領内の全物資をあげてその軍隊の接待に用いた bell. I 394 ant. XV 198f.

⑯⁴ C. C. 九頃ヘロデの領内の辺境地方 (Trachonitis) に叛乱おこり、叛徒は隣国ナバタイア領に逃走した。ヘロデはシリア総督 C. S. Saturninus の許可を得てナバタイアに進出した。ナバタイアはこれをヘロデによる国内干渉としてアウグストウスに上訴、ヘロデはアウグストウスの不興を招き、これを解くために三回の使節派遣を必要とした ant. XV 270ff.

⑰⁵ 時間的には多少後 (A. D. 四〇頃) のことになるがユダヤ王アグリッパ (ヘロデの孫) は近隣のローマ盟邦国王達の中で威勢あり、シリア総督に内密に盟邦国王達を預内ガラリーヤのテイエリアスに集め、会同した。時のシリア総督 C. V. Marsus

はこれをバルティアに内応する叛逆行為にあらずやと疑い、慌ててこれの解散を命じたant. XIX.338ff.なおこの時会同した盟国国王達は次の和し。Commagene 王 Antiochus, Emessa 王 Samprigeramus, 小 Armenia 王 Cotys, Pontus 王 Polemon, Chalcis 王 Herode.

③ 恐らくアウグストウスより派遣されたと考えられる軍事指導官 Voluminus (bell. I 535) 歩兵隊長 Gratus, 騎兵隊長 Rufus (bell. I 52) の名をあげることが出来る。騎兵隊長 Jucundus なる者をヘロデは簡単に処刑しているが、(bell. I 527) これは前者と異りアウグストウスの息のかゝつていない傭兵隊長でもあらうか。

④ 主として領内の東北や南部の辺境地方に軍隊を土着せしめ土地を給し、軍事植民地を設定した。その他領内各都市のヘレニズムの化にあわせてその武装化を行う。ヘレニズム君主

五、ヘロデ王の財的基盤

ヘロデ王はその治世中ローマに対して一定の貢納の義務は負わなかつたにせよ、屢々時に応じた献金を行ったことは明かであり、且又それは巨額にのぼつたことも知られる。彼はヘレニズム君主を以て自任し、ヘレニズム風の支配機構の整備をはかり、文化的には領内のヘレニズム化をすすめ、その華かな文化事業は②単に領内のみにとどまらず、広くヘレニズム世界各地に及び、盛大に資金を投入したが、それは時人をして目を眩らしむるものがあり、為に各地の支配者の疑惑を招いた程であつた。③政治的には弱小ヘレニズム君主に過ぎなかつた彼が華美なヘレニズム化を行い、惜しみなき投財をなし得た。しかもそれを彼自身の財源によつて賄い得たのはそれを可能ならしむる財的基盤に立つてい

の例にないそれらに彼の肉親の名にちなんだ命名を行い又ローマのバトロンの名をとつてつてゐることが注目される。Antipatris, Cyprus, Phaselis, Herodium 等彼一族の名にちなんだ名の都市、Sebaste, Caesara, Agrippias 等の如きローマのバトロン関係の名をもつた都市。

④ B.C 二五、エジプト総督 A. Gallus によるアラビア遠征が行われた。ローマのアラビア香料地帯と紅海確保を目的としたこの遠征は必ずしも直接的効果をおさめたとは称し難いが、ヘロデはこの際五〇〇の兵力を差出して協力した Ant. XV 417 Otto, a. a. O. 67 Schürer, a. a. O. I. S. 367f. 村川堅太郎氏 エリユトラ海航海記二七頁以下。

⑤ Ant. XV 13ff.

⑥ Suetonius, a. a. O. XI. XIII.

⑦ bell. I 552.

⑧ Res. Gestae 31.

たとせざるを得ない。それでは彼の財源としていかなるものを挙げ得るであろうか。これについて少しく見てゆかねばならぬ。

この際先ず何よりも明確にあげ得るのは彼の税収である。これについては間接的ながら数的に推定し得る史料がある。ヘロデの死後その故領は三子の分治するところとなつたが、その各々の領地における税収がヨセフスの記事によつて判明している。^④ これらを加えた総和はヘロデの時代のそれと左程違つたものではないであろう。かくして推定されるヘロデ王の年の税収は一、〇〇〇—一、二〇〇ヘブライ・タラントであり、仮にこれを一、〇〇〇とおさえ、ローマ風に換算すると一、〇〇〇万ドラクマとなる。^⑤ モムゼンはこの税収の大部を占めるものは地租 (*tributum agr.*) であつたとする。^⑥ この他に土産の穀物や果実の現物税 (これをハンモン王家時代の踏襲とすれば、前者は三分の一、後者は二分の一) が考えられ、直接的な史料は挙げ得ないにせよ、その他の税収 (*Vectigalia*) として塩税、王冠税、家畜税、^⑦ 家屋税、^⑧ 市場税、^⑨ 関税、^⑩ 通行税等の推定は許されるであろう。これら *Vectigalia* について数量的な挙示は得られないにせよ決して軽いものではなかつた事はヘロデの死直後の騷擾の際、民衆側から税の軽減、特に市場税の廃止を要求する声を聞くことから察せられる。^⑪ 彼の治世を通じて苛税の重圧下におかれた人民側からこれに対する抵抗も見られず、重税を呼ば声も聞かれぬが、これはヘロデの強力なヘレニズム的支配機構の下にあつては人民側よりの不満に発する一切の動きは圧殺されて表面化し得なかつたことによるのであり、それが彼の死と共に堰を切る如き勢を以て一時に爆発するに至るのである。^⑫

ともあれ、以上の如き税収一般に対して彼がバトロンたるアウグストゥスに対して行つた献金、例えばその最後にして最大の献納 (現物をのぞいた現金のみで一、五〇〇タラント) を比較する時、その占める比重の大きさに驚かされる。彼のヘレニズム的国家体制にあつてはその官僚陣と傭兵隊の維持のために莫大な費用を必要としたことは明かである。

あるが、その上に任意的要素の強い献金においてかかる高額の数字を見ることが出来るのは以上の税収以外に幾多の財源を所有していたことを思わせる。彼は政策的意図が多分にあるにせよ、その統治し難い人民に対して不作による窮乏の際私財を処分し、これを以てエジプトより穀物を購入して施与にあて、¹⁴又税の軽減も行ったことあり、¹⁵税収一般が唯一の財源であつたことは出来ない。東方的専制王国にあつては王の私財と国有の財産は未分離の状態にあつて両者を識別し得ない。彼の場合についても個々の財源を挙げ得たにしてもそれは全体を蔽い得るものではない。併し一応挙げ得る財源について個別的に見てゆくことにする。先ず第一にイドマイアの土豪、又はハスモン家の^{モシレテニス}宮宰としての父祖以来の巨大な世襲財産が考えられる。パルティア勢力のユダヤ侵入の際、彼はいち早くその所有する財宝 (Cassanow—金銀宝石の類の類—筆者註) をイドマイアに移したとするのはこれに関連するものであろう。彼は王としての統治を始めるに際し、ハスモン一族及この王家の再興をはからんとする貴族の肅清を行い、¹⁷この際財産没収 (proscriptio) をもあわせて行つた。これはローマの権力者達が屢々行い來つた例にならつたに相違なく、反対勢力の覆滅と財物取得の両得を意味するものであつた。次に彼はハスモン家のマリナム (I) と婚し、次いでこの王家の男子をすべて絶滅することにより、この王家の財産をも取得し得たものと推定される。又彼は大祭司の任免権をも手中におさめ、これを濫用してその治世中数回にわたつて交送を行い、大祭司職終身の原則を破つた。この職は^ア聖職^{ンモニ}の性質を帯びていたことは明かである。彼は又上層の祭司貴族とも通婚 (大祭司シモン—^{B. 二三〇六}在職—) の女マリナム (II) として¹⁹いる。神殿勢力とのかかる結びつきから当時天下にならびなかつたイエルサレム神殿の富に対してなにがしかの支配力もち得たことは明かであり、彼が主導して神殿の再建²⁰を行つたのはこれらの關係を示すものであろう。これら神殿勢力たる上層貴族のみならず、広くヘレニズム世界との交易活動—これはヘロデの保護と奨励を受けたことはいふ迄もない—によつて致富をはかり得た一部大商人よりの献金も考えられる、更に彼自ら経

管に關係して収益をあげた場合もあげられる。しかもこれはアウグストゥスより委任されて經營の任にあつたキュプロス島の銅山^{②①}であり、これは古くより知られた優秀なものであつた故に多大の収益を挙げ得たものと考えられる。彼は又隣接の国王達に資金の貸付をも行い得る如き金融業者の性格^{②②}をも示して居り、その財力の強大さを物語つてゐる。以上の他に挙げ得るとすれば、彼はダビデ王の墳墓の開掘をも行つて財宝の取得につとめたことがあり、これは彼の予期した巨額ではなかつたとされる^{②③}。

彼の財源として挙げ得るものを考えると以上の如くであるが、彼はその財政の實際的な運営の面においてはギリシヤ人の専門家を重用して^{②④}いる点が注目される。その財政機構については史料的にも不備であり、小論においてはふれ得ないが、それはプロレマイオス、セレウコス^{②⑤}の如きヘレニズム大国に範をとつた点が多く、合理的にして整備された機構をそなえていたと推定し得るであろう。ともあれ、彼はローマのパトロンに対し、特に最後のパトロンたるアウグストゥスに対して屢々献納を行つて保護關係の強化と確認をはかり、又その華かな文化事業にも惜みなく巨額の出資をなし得た、この点では当時のヘレニズム世界のチャンピオンたり得た。彼の財源のうちで数量的に挙示し得るものはその一部にとどまるが、その財政的基盤は強固なものであつたと断じて差返えないであろう。彼のローマのパトロンに対する献納や華かな文化事業への投財は彼の財政面に重圧を加えるものではあつたにせよ、左程無理なく行い得たとせざるを得ないのである。

【註】

①② ヘロデのヘレニズム的国家機構、その官制や軍制について又彼の行つた領内外におけるヘレニズム化については本稿において触れ得なかつた。これらについては機を改めて論考したい。

③ bell, I 428

④ アルケラオスの所領 四〇〇タラント (ant.によれば六〇タラント)

アンティパスの所領 二〇〇タラント
フィリポスの所領 一〇〇タラント

その他サロマの所管に帰した都市より六〇タラント

ユダヤのローマ属州化の際シリア総督の所管に移されたガザガダラ、ヒッポスよりの税収、更にサマリアはヘロデ死後の騒擾に参加しなかつた理由により四分の一の減税の特典を与えられた *bell. I 98ff. Ant. XV 320* 以上を勘案して総計すれば少くとも一・〇〇〇タラントの数字が得られる *Otto, a. a. O. 88*. モムゼンは一・二〇〇タラントと推定するが、オットウはこれを過大評価と見る。

Otto, ibid. 後にヘロデの故領をはゞそのまん復活したヘロデアグリッパの場合税収一・二〇〇万ドラクマという数字をこの際参考となる *Ant. XIX 352*

⑥ 前註④のモムゼンの推定と共に *Mommson, Röm. Gesch. Bd. V S. 511*

⑦ *Otto, ibid.* ヘロデの税制や税種については明かならざるどころ多しが、ハスモン時代のそれを踏襲したものが多くと考えられる。但し明かに彼の新設した税種もあった。I *Malk. X 30, 34 Ant. XIII 49, XV 303* によれば穀物の三分の一、果実の二分の一 *Ant. XV 203* によればもへて土地産の物資の四分の一、こゝにはヘロデ時代以前と以後にわたつて挙示し得るものから推定する他はなご。

⑧ I *Malk. X 30 ant. XIII 49* によれば臨時「王冠税」*I Malk. X 34* によれば家畜税。

⑨ *ant. XV 280* によれば家屋税の存在も考えられる。

⑩ *bell. I 4 ant. XV 204ff.* 市場税はヘロデの創設としてよ

Otto, a. a. O. 93

⑪ ヘロデのヘレニズム化に伴う商工業の隆昌により関税、通行税による収益は大であつたことは容易に推定される。徴税法は請負制度とつたことは他のヘレニズム諸国にひとしく、又福音書に見える「税吏と罪人」の同列はこの際参考になる。マタイ九・一〇以下、マルコ二・一六以下、ルカ五・三〇以下。又その税種については *J. Klausner, Jesus of Nazareth 1933 P. 187* に於いても以上の如きものを挙げているが、たゞ王冠税を新郎、新婦のいたゞく冠り物に対する結婚税と見るには明かに誤解。これはヘレニズム君主が即位に際して徴収した臨時税が次第に固定されて行つたもの、この用例については *Lidd-Scott, Greek English Lex. 1951 vol. I P. 1642 Stephanos* の項参照

⑫ 前註 ⑩の個所に見える。

⑬ ヘロデ死後の騒擾の様相とその性格については前掲拙稿四八頁以下

⑭ B. C 二五に始る数ヶ年にわたる飢饉 *ant. XV 299ff.*

⑮ B. C 二〇三分の一の減税 *ant. XV 365 B. C 一四* 四分の一の減税 *ant. XV 64* などこれの意味するものについては *Otto, a. a. O. 93*

⑯ *bell. I 268*

⑰ *ant. XV 305ff.*

⑱ 大祭司職のシモニア性については古くはハスモン家以前から見られたところであるが、ヘロデの治世中前記アナネル、アリストビュロスの場合以外に他に四回の交迭を行つてい

る。これらはいづれもサドカイの富裕者の出であること明かで、特にアレクサンドリア出身の Hoehos 家との結びつきが注目される。このにあげるシモンもその一人である。

⑲ ant. XV 320, f

⑳ 完成を見るまで数十年を要したこの大工事は B. C. II 〇開始を
no. bell. I 401 ant. XV 380

㉑ B. C. I 二' ヘロデローマに上京の際三〇〇タラントを献上、その際この銅山の経営をまかされた ant. XV 128. なおこれについてはヘロデがこの金額を投資して経営に参加したとする見方もある Otto, a. a. O. 90. キュネロス島の銅山については Rostovtzeff, a. a. O. P. 297, 381

あとがき

ヘロデ家の、特にヘロデのローマのパトロンに対する諸関係を中心としてその権力の実体とその統治の一端にふれて来たが、なおそれらの具体的表現としての彼のヘレニズム国家における官制や軍制、徴税法等にわたる統治機構について、而して又その文化面への反映としてのヘレニズム化政策についてはこの小論において言及し得ず、いわば一の貧弱なトルソに終つた。この王家の消長はローマの動向と関連するところ多大なものがあり、従つて触れ得た問題のみにについても当然参看すべき幾多先学のすぐれた業績の消化が必要とされる。この点甚だ忸怩たるものを感じざるを得ない。併し今は筆者の意図の一部たりとも達せられたものとして、補正の機早からんことを願いつつ蕪稿を一端結ぶこととする。なお内容の一部は既に口頭を以て発表したもの に依つて附記する。

(一九五六、一)

㉒ ナバタイア國王に対する金融については ant. XV 279 によればその額六〇タラント、同じく 343 によれば五〇〇タラント

㉓ この行為をニコラオスはヘロデの財政難を理由としているのは彼のヘロデを弁護する立場に発している。 Ant. XV 179

㉔ ヘロデの重用したギリシヤ人顧問団は行政、外交、財政の他に文化指導面をも担当したが、ニコラオスはその代表的なもの、その弟プロマイオスもヘロデのあつた信頼を受け (bell. I 21 ant. XV 225) 又ヘロデの死に際しては彼の印璽 (symantron) の保管を命ぜられた (bell. I 667)